

第12回 児童虐待対応における司法関与及び 特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会	資料4
平成29年2月13日	

ヒアリング対象者提出資料

養親 K氏 提出資料・・・・・・・・・・ 1

特別養子縁組に至るまで

H18.12 里親認定を受ける

H19.6 養子縁組前提の新生児委託を受ける

- ・出生の翌日から生まれた病院に通い、子どもと関りをもちました。妊娠出産をしていないだけで、母親になった通常の人とほぼ変わらない経験をさせてもらいました。
- ・実母は、妊娠8カ月まで妊娠に気づかず、相手が不明で、協力者もなく、経済的に子どもを育てられる状態ではない。里子に出したいという希望で、特別養子縁組の同意書にサインをもらったと聞きました。
- ・待ち望んだ「我が子となる赤ちゃん」を委託され、私ども夫婦はもちろんのこと、おじいちゃん、おばあちゃんまでが大喜びで、精一杯の愛情を注いで育てました。

H19.12 特別養子縁組の申し立て（1回目）〈生後6ヶ月〉

- ・家裁の家庭調査なども受け、審判がくだるのを心待ちにしていました。実母の同意書もあり、なんの不安もいっていませんでした。

H20.2 実母より、子どもを引き取りたいという意思表示あり。〈生後8カ月〉

- ・家裁の調査が始まったことにより、子どもを引き取りたいという気持ちに心変わりしたと。実際には、具体的な生活設計はなく、育てられる環境にはないが、特養希望の里親宅に、同意を得られない子を委託できないので、措置を解除し、乳児院に入所させる、と児相の方に言われました。

私どもが里親になった時、「養育は里親の子どもがほしいという欲求を満たすためではなく、子どものためにするのです。子どもが健全に育つために家庭の中で養育するのが望ましいのです。」というような話しをされた記憶があったのに、家庭の中で着実に愛着関係を築き、幸せに暮らしている子どもを、わざわざ乳児院に入れるなんて信じられない話でした。自分で産んだと錯覚をするくらい普通に子育てをしてきたのに、急にその子どもを取り上げられるなどという事を想像してみてください。あろうことか、実親が育てるのではなく、乳児院に入所させるなんて・・・その日から、長くつらい日々が始まりました。この子がいなくなるかも知れないと思うと、子どもを抱くと悲しみが込み上げました。抱きしめては涙しました。精神的負担は相当なものでした。

H20.夏 特別養子縁組申し立て取り下げ〈1歳くらい〉

- ・児相が実母に相談を呼びかけるも、応じず同意を得るのが当分の間難しいため、一度申し立てを取り下げるよう助言を受ける。養子にできるかどうかわからないので、精神的に不安な状態が続くことになりました。
- ・申し立ては取り下げたものの、児相は実母にアプローチを続けてくださいましたが、20年10月ごろから連絡が取れなくなりました。児相は何度も電話や家庭訪問をしてくださいました。そのうちに、実母は行方を告げず、住民票の移動もせず、居住地から引っ越しをしてしまいました。

H22.6 特別養子縁組の申し立て(2回目)〈3歳〉

- ・児相は地道な努力を重ね、実母との連絡が付かないことの裏付けをして、調査書を家裁

に提出していただきました。

- ・再度、家庭訪問などの調査を受けました。

H22.11 特別養子縁組の審判をうける〈3歳5ヶ月〉

- ・実親が行方不明のため同意を得られぬまま、公示送達を経て縁組成立。

◎特別養子縁組の手続きが長引いて困ったこと

全ての人に知らせる必要はないと考え、養子であることを知人に公表していなかったことで、3年半近くもの間、親と名字が違う状態が続いたこと。

- ・病院の待合室で名前を呼ばれる時、知人が聞いていないか注意をはらった。
入院した時に、子どもの入り口の名札やベッドネームが違うので、知人が通ったりしないか心配だった。お願いをして親の名字を使ってもらおうとカルテと名前が違うのでスタッフが戸惑った。
持病が判った時に、診断書の本人の名前をどちらの名前で書いてもらうか迷った。(養子縁組が必ず成立する確約がないため)
- ・公立の幼稚園の願書を提出するのに、親の名字を書くわけにいかず、後から訂正すると養子であることを説明しなければならない。(幸い、うちの場合は願書提出の前日に名字の変更が整ったために、幼稚園にも学校にも養子であることを伝えていません。)